あかね台二丁目自治会 細則

第1条【根拠】

自治会規約を施行するため、規約第17条【慶弔関係】および規約第18条【細則の制定】により、この細則を定める。

〈〈班・班長および役員細則〉〉

第2条【班長およびブロック長】

- 1. 自治会の区域内に居住する一定数の会員ごとに班を編成し、それぞれに班長を置き、ブロック毎にブロック長を置く。
- 2. 班長は、班内会員の輪番とし、その任期は、1年とする。
- 3. 班長は、班内会員との連絡を密にし、次の役割を分担して、自治会活動の円滑な運営に協力する。
 - (1) 会員の自治会に対する要望を取り上げ、班長会に提案する。
 - (2) 県、市その他の公共機関、及び自治会からの連絡事項を班内会員に伝達する。
 - (3) 班内の会員に起こった不幸、その他、環境、安全についての情報を、可能な限り自治会に連絡する。

第3条【班長の選出】

各班の班長の選出は自治会の運営の公平性を維持するため、原則として輪番制とし、次のように定める。

- 1. 原則として住居配置順とする。
- 2. 過去の班長経歴を尊重し、輪番の均等化をはかる。

第4条【ブロック長の選出】

自治会区域内をブロック分けし、班長の中より、各ブロック長を選出する。

第5条【役員・部長・班長の免除】

「役員・部長は互選で選出する」「班長は班内会員の輪番とする」ことになっているが、下記に該当する場合は、役員・部長・班長を免除することができる。

- 1. 高齢者(80歳以上の方、または任期中に80歳を迎える方)、介護を必要とする場合、健康上等の理由により引き受ける事ができない方。
 - 但し、「引き受ける意思のある場合」および「本人の代わりに班長を引き受けることができる近親者のいる場合」は 免除の対象とはしない。
- 2. 転居予定等家庭の事情により引き受ける事ができない方。やむを得ない事情により引き受ける事ができない方は、選出および任期開始の3ヶ月前までに理由書を書面にて自治会に提出し、役員会にて承認をする。

第6条【班長の辞任・解任】

- 1. 班長で、やむを得ない事情があるときは、会長の承認を得て辞任することができる。
- 2. 班長がこの規約に違反し、または班長としてふさわしくない行為が認められた場合、役員会の承認に基づき解任することができる。

第7条【班長欠員時の補充】

任期途中において班長の欠員が生じた場合、本細則第3条に従って、速やかに欠員の補充を行わなければならない。 年度途中で選出された班長の任期は原則当該年度末までとし、その任期は次年度に繰り越さない。

第8条【班の構成】

- 1. 班の構成単位は原則15戸前後をもって1班とする。
 - ただし、会員の退会により減数した場合は、当該年度は現状のまま班を継続する。
- 2. 30戸を超えた班は、役員会の承認を得て、2班に分割する。
- 3.10戸以下の場合は、役員会の承認を得て、近隣の班との再編成を調整する。
- 4. 年度途中に新設される班の班長は、本細則第3条に基づいて速やかに選出し、役員会の承認を得る。

第9条【役員・部長の選出】

役員・部長は、次の規定に従って会員の中から選出し、総会において承認をする。

- 1. 満20歳以上の会員から選出する。
- 2. 役員・部長は、ブロック長の互選とする。
- 3. 監査と役員は、相互に兼ねることはできない。

第10条【役員・部長の辞任・解任】

- 1. 役員・部長で、やむを得ない事情があるときは、会長の承認を得て辞任することができる。
- 2. 役員・部長がこの規約に違反し、または役員・部長としてふさわしくない行為が認められた場合、役員会の承認に基づき解任することができる。

第11条【役員・部長欠員時の補充】

任期途中において役員の欠員が生じた場合、本細則第9条に従って、速やかに欠員の補充を行わなければならない。 ただし、会長については、副会長か引き継ぐこととし、その他役員・部長については役員会で検討する。 この場合、新たに選出した役員は例外として総会の承認を必要とせず、またその任期は規約第8条の定めによる。

〈〈慶弔細則〉〉

第12条【事由】

自治会は、その所属する会員の同一世帯または同居家族に発生した弔事に対して金五千円を贈る。 また、天災にあたらない事故・災害等においては金五千円のお見舞いを贈る。

第13条【事由の連絡】

会員に弔事および天災にあたらない事故・災害等が発生したときは、所属する班の班長が自治会長に連絡し、対処する。

第14条【対象】

自治会は、慶事に関しては、お祝い等原則として行わない。 但し、その内容規模等に照らして、実施が適当と認められる時は、自治会長が役員会に諮ってこれを決定する。

第15条【扳礼】

本細則による慶意・弔意に関しては、返礼は行わない。

第16条【金額等の変更】

本細則による金額等が、経済情勢等により変更を必要と認めるときは、自治会長が役員会に諮り変更することができる。

第17条【細則の施行】

本細則は平成5年10月1日より実施する。

本細則は平成14年2月3日に改定する。

本細則は平成26年4月20日に改定する。

本細則は平成29年2月5日に改定する。